

障害者理解学習支援事業要綱

宇部市障害福祉課

(趣 旨)

第1条 この要綱は、障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」の実現を目的として、障害者への理解促進をテーマとした講演会やふれあい活動等の開催、または研修会の開催に要する経費の一部を、宇部市（以下、「市」という。）が助成するために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成が受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)学 校 宇部市内の小・中学校、高等学校、高等専門学校、大学（短期大学を含む。）、専門学校
- (2)事業所等 事業所、地域団体等

(対象経費及び助成額)

第3条 市が助成する対象経費及び助成額は、別表のとおりとする。

- 2 前項に定める経費は、予算の範囲内において市が助成するものとする。ただし、国、県その他の公的機関が実施する補助事業により、補助の対象となっている経費は除く。

(申 請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、事業実施の14日前までに障害者理解学習実施計画書（様式1）を市障害福祉課に提出するものとする。

(報 告)

第5条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、事業終了後14日以内に障害者理解学習実施報告書（様式2）を市障害福祉課に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象経費	助成額
<p>学校が、第1条の規定により実施する児童生徒、学生、専門学生及び保護者を対象とした講演会、ふれあい活動、その他障害者の理解に関する学習活動、または教職員の研修会において招聘した講師等に対する講師謝礼</p>	<p>1学校、1事業所等あたり30,000円／年を上限とする。 ※上限額の範囲内であれば、複数回の申請は可能</p>
<p>事業所等が、第1条の規定により実施する従業員、会員、家族及び一般市民を対象とした講演会または研修会において招聘した講師等に対する講師謝礼</p>	